

## その他の助成制度 概要

## 非木造住宅の耐震診断助成制度

## 助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された、木造以外の住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、木造住宅との混構造住宅を含む）で、住宅の部分が2分の1以上であること。

## 助成金額

耐震診断に要した費用の3分の2（上限20万円）

## 豊島区HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013312.html>



ページID：714

## 耐震シェルター等の設置助成制度

## 助成対象者

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方で、次の（1）・（2）の要件に両方該当する方

- （1）世帯全員が、65歳以上または身体障害者手帳1級・2級の方
- （2）世帯全員が、住民税を滞納していないこと

## 助成金額

耐震シェルター等設置工事費（上限60万円）

## 豊島区HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013316.html>



ページID：718

## ブロック塀等（道路に面する）の改善工事助成制度

## 助成対象ブロック塀等

道路等に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等。  
※隣地との境にあるブロック塀等は、助成対象外です。

## 助成金額

次の費用の合計

【撤去費用】1メートルあたり2,500円

【新設費用】助成対象経費の2分の1（上限30万円）

## 豊島区HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/022591.html>



ページID：719

## お問い合わせ先

都市整備部 建築課 許可・耐震グループ

電話：03-3981-0590

## 豊島区耐震化助成事業のご案内

あなたと大切な人の命を守る  
住まいの耐震化

平成28年4月に発生した熊本地震では、建築基準法の耐震基準が大幅に強化された昭和56年6月より前に建築された住宅で、倒壊等の被害が多数ありました。また、平成12年6月より前に建築された木造住宅でも、一定の被害がありました。  
東京湾北部でマグニチュード7.3の地震が起こった場合、都内の建物約280万棟のうち、約11.6万棟が全壊、約32.9万棟が半壊と予測されています。  
豊島区では、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指し、住まいの耐震化を推進しています。

SDGs 未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 木造住宅の耐震化助成制度 概要

### 木造住宅の【耐震診断】助成制度

#### 助成対象建築物

- (1) 平成12年5月31日以前に建築されたもの  
(昭和56年6月以降に建築されたものは、在来軸組工法のみ)
- (2) 階数が2以下の木造住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅）で、住宅の部分が2分の1以上であること

#### 助成対象者

助成対象建築物の所有者または居住者

#### 助成金額

耐震診断に要した費用（上限15万円）

#### 豊島区HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/002186.html>

ページID：711



### 木造住宅の【耐震改修】助成制度

#### 助成対象建築物

- (1) 平成12年5月31日以前に建築されたもの  
(昭和56年6月以降に建築されたものは、在来軸組工法のみ)
- (2) 現状の耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満で、補強設計に基づく耐震改修工事により、耐震診断の結果が上部構造評点1.0以上となるもの
- (3) 階数が2以下の木造住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅）で、住宅の部分が2分の1以上であること
- (4) 建築基準法第43条に抵触しない敷地であること
- (5) 建築物（塀等を含む）が、建築基準法の道路に突出していないもの
- (6) 防火構造であるもの、又は同時に行う改修工事により同構造となるもの
- (7) その他建築基準法上重大な疑義のないもの

#### 助成対象者

- (1) 助成対象建築物の所有者または居住者
- (2) 世帯全員が、住民税を滞納していないこと

#### 助成金額

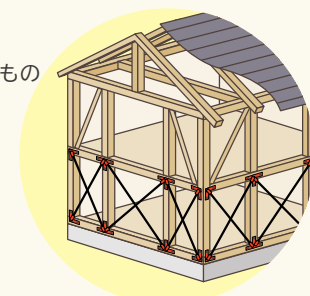
耐震改修工事に要した費用の3分の2(\*1)（上限100万円）  
更に工事施工者が「区内の事業者」の場合：耐震改修工事に要した費用の6分の1(\*2)（上限50万円）を上乗せ  
災害時要援護者が居住の場合(\*1)および(\*2)を1分の1とし、更に上限100万円を上乗せ。  
助成金額は改修工事費以内

※ 消費税相当額は助成金の対象外となります。

#### 豊島区HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/002160.html>

ページID：717



## 手続きの流れ

### 事前相談

手続きや必要書類などについて詳しくご案内します。  
事前に電話等で日時を調整することをお勧めします。

### 業者を選ぶ

耐震診断又は耐震改修工事を依頼する業者を決めて下さい。  
耐震診断は登録を受けた事務所の中から選んでいただきます。  
【注意】この段階で契約をすると、助成対象となりません。

### 助成申請

「助成承認申請書」及び添付書類をご提出下さい。  
提出書類の詳細は、豊島区ホームページをご覧ください。

1~2週間

### 助成決定通知

申請書類を審査の上、助成可否を決定し通知します。

### 契約・実施※1

助成承認通知の後、診断事務所又は施工業者と契約し、  
耐震診断又は耐震改修工事を実施して下さい。診断内容  
又は工事内容に変更が生じる場合には、「変更承認申請書」  
を事前に提出し承認を受けて下さい。

### 完了報告※2

耐震診断は「完了報告書」、耐震改修工事は「完了届」を、  
「交付申請書」と必要書類とともにご提出下さい。  
提出書類の詳細は、豊島区ホームページをご覧ください。

1~2週間

### 交付決定通知

報告内容を審査し、交付額を決定し通知します。

### 助成金請求

「助成金請求書」、「口座振込依頼書」をご提出下さい。

2~4週間

### 助成金交付

「助成金請求書」に基づき、ご指定の口座に振り込みます。

- ※1 契約は「助成承認通知書」の交付後となります。  
※2 完了報告の提出期限は、各年度の2月末です。

備考 耐震改修が完了した住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免制度があります。  
改修が完了した日から3ヶ月以内に、都税務所に申請してください。  
【東京都主税局HP】<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>

